

# 国際税務ニュースレター

2006年12月

## 今回のテーマ：平成19年度税制改正大綱

2006年12月14日に平成19年度税制改正大綱が発表されました。

多くの改正項目のうち、国際税務に関する重要な項目をご紹介します。

### 1 合併等対価の柔軟化

平成19年5月から解禁となる三角合併の課税上の取扱いについて、多くの議論が行われています。

日経新聞（平成18年12月6日）の記事によりますと、三角合併乱用の防止策として、「海外居住の大株主、租税回避地（タックスヘイブン）を活用した再編、実体のないペーパーカンパニーとの再編の三つには課税繰り延べを適用しない」とあります。

これらの三点について、税制改正大綱の取扱いは、次のとおりです。

合併等により株主に外国親会社の株式が交付された場合、非居住者又は外国法人の株主は、合併時に、保有していた日本法人の株式の譲渡益に対して課税されます。

三角合併が行われると、日本法人（被合併法人）の株主は、これまで保有していた日本法人の株式と引換えに、外国法人（合併法人の親会社）の株式を手に入れることとなります。

問題となるのは、その日本法人（被合併法人）の株主が外国法人や非居住者の場合です。この外国人株主に対して外国法人の株式が交付された場合には、将来、株式の売却が行われても日本がその売却益に対して課税をすることは非常に困難になります。そこで、このような外国人株主に対しては課税の繰り延べを認めず、合併の時点で課税しようというものです。

軽課税国に所在する実体のない外国親会社の株式を対価とする合併において、その合併が適格合併でない場合には、合併時に、保有していた日本法人の株式の譲渡益に対して課税されます。

タックスヘイブン対策税制の対象となるような軽課税国に所在するペーパーカンパニー外国親会社の株式を対価として交付する場合で、かつ、その合併が適格合併に該当しない場合には、課税の繰り延べを認めないというものです。

軽課税国に所在する実体のない外国親会社の株式を対価とする合併において、合併法人に事業の実体が認められないときは、適格合併に該当しません。

タックスヘイブン対策税制の対象となるような軽課税国に所在するペーパーカンパニー外国親会社の株式を対価とする場合で、かつ、日本法人である合併法人もペーパーカンパニーであるような場合には、課税の繰り延べを認めないというものです。

### 2 移転価格税制における納税猶予制度

租税条約の相手国との相互協議の申し立てをした場合において、日本における追徴課税とその加算税・延滞税について、相互協議の終了後1ヶ月までの間、納税の猶予を認めるというものです。

近年、国税当局が海外展開する日本企業に対して相次いで移転価格税制を適用している事例が報道されています。移転価格税制の適用により日本で追徴課税されますと、同一の所得に対して相手国でも法人税が課されているため、結果として二重課税となります。

そこで、相手国が日本と租税条約を結ぶ国であれば、相互協議の申し立てによって、当局間で協議してもらい二重課税を解消する道があります。しかし、相互協議の解決には時間がかかり、「条約上は合意に向けた努力義務があるだけで、必ず合意に達するとは限らない」（日経新聞、平成 18 年 8 月 16 日）という報道もあります。

今回の改正が実現すれば、相互協議の期間に二重課税となっていた納税者の負担が緩和されることとなります。

なお、相互協議が合意に達しない場合には、その旨の通知があった時から 1 ヶ月までの期間の納税猶予が認められることとなりますので、それまでに一旦納税を行い、その後、国内法に基づく救済手段としての異議申し立てに委ねることになるものと考えます。

### 3 タックスヘイブン対策税制

タックスヘイブン対策税制の適用除外を受けるための必要な書類の保存がない限り、適用除外が認められないことが明確にされます。

特定外国子会社等が適用除外に該当する場合には、確定申告書にその旨を記載した書面を添付し、かつ、適用除外の適用があることを明らかにする書類を保存しなければなりません（措法 66 の 6）。具体的には、適用除外の内容を別表に記載し確定申告書に添付するとともに、貸借対照表および損益計算書等のほか別表の記載に当たり参考とした書類を保存しなければなりません（措通 66 の 6-19）。

現在でもこのような規定が存在していますが、改正により文書保存要件がより明確化されるものと思われれます。

### 4 年金協定に基づく社会保険料

居住者が年金協定のある租税条約の相手国の社会保険料を支払った場合に、その保険料は一定の金額を限度として社会保険料控除の対象となります。非居住者の場合には、保険料を控除した後の金額が給与などとしての課税対象となります。

**お見逃しなく！**

経済産業省は 10 月 31 日、移転価格税制研究会の設置を公表しました。経済産業省で 11 月 1 日に開かれた第 1 回研究会では、「青天のへきれきのような更正処分。耐えられない」「経営に大きなリスクを与える」等、企業の担当者が怒りをにじませて現状を語ったとされています（朝日新聞 11 月 5 日）。同研究会には、現状の移転価格税制の問題点を洗い出し、国税当局に改善を求めるといった役割が期待されています。

**お問い合わせ先：税理士法人わかば**

**TEL：042-729-6440 FAX：042-729-6991**

**Mail：[info@wakaba-tax.com](mailto:info@wakaba-tax.com)**

**情報提供：太陽ASGグループ(グラント・ソントン加盟事務所)ASGマネジメント(株)**